

新型コロナウイルス感染者情報の共有についての運用指針について

学校法人京都橘学園常任理事会

1 感染者情報の公表に関する現状の課題

2020年6月に制定し運用している「感染症に関する情報の公表についてのガイドライン」(以下、公表ガイドライン)は、教育の継続方針のもと、現在まで新型コロナ感染対策および個人情報保護の観点を両立させつつ感染者情報の公表指針として機能している。敷地内での感染の場合については原則公表としつつ、敷地外での感染者は公表対象としていないが、現在に至るまで敷地内外での公表例はない。

他方、学内関係者からは、感染者情報の提供を求める声が挙がっている。これは、敷地外を含む感染者の情報がないことに対する不安が募っているためである。そのため、この学内からの要望への対応を主眼として公表ガイドラインおよび学内情報共有の運用指針を新たに取り決める必要がある。なお今回の検討の趣旨に鑑み、公表ガイドラインについての変更は行わず、運用面での課題を整理するものとする。

2 新型コロナウイルス感染者情報共有などについての運用指針

1) 敷地外の感染者数の公表を行う。

敷地外における感染者の状況(人数等)は、本人または行政機関等から陽性の連絡が届き次第、速やかに当該陽性者所属の各校ホームページにて公表するものとする。但し、公表内容は感染者数等の必要最低限のものとする。なお、この運用指針は、公表ガイドラインの枠内で行う(ガイドラインを修正しない)。

なお、公表ガイドラインでは、敷地外での感染について、

「学園の敷地外で各校関係者の感染発生を学園が確認した場合は、その発生状況等について、原則として学園からの公表は行わない。公表にあたっては、関連法令に基づき、その地域を管轄する行政と連絡・調整を行う」

としており、例外を想定している。発生状況など感染者の健康状態、その他の濃厚接触者数などについてはこれまで通り公表を行わない。

【敷地外における感染者情報の公表方針】

- ①感染者数として公表する人数に含まれる対象：学生、生徒、園児、教職員(非常勤含む)
- ②公表場所：陽性者所属の各校ホームページ
- ③公表内容：感染者数を基本とする限定的な情報
- ④公表時期：各校において敷地外での感染者情報について、本人または行政機関等から連絡が入り次第、速やかに公表

※各校学内関係者への公表もホームページでの公表をもって替える。(最初のみメールで告知)

※たちばな大路こども園は、草津市との協議により、対応の都度上記を決定する。

2) 関係者への感染者情報の共有を引き続き徹底する。

感染者が判明した場合には、現状においても大学では感染者に関係する授業担当教員や学務課など各校の運営上必要な関係者と連携し、必要な情報を共有した上で、感染拡大の防止をおこなっている。引き続き、当該対応を徹底する。

3) 感染者が出席していた授業等はオンラインへの切り替えなどの感染予防策を講じる。

感染者が出席していた授業等については、大学では授業担当教員および学務各課といった各校の運営上必要な関係者の総合的な判断により、対面授業からオンライン授業などの感染予防策を講じた方法への切り替える措置等をとることができるものとする。総合的な判断とは、例えば大学においては、担当教員本人あるいは同居家族の基礎疾患等の状況による健康維持の観点、および感染予防策を講じた授業方法の教育効果の担保の観点による判断とする。

4) 運用の開始時期

当該運用指針は、2021年3月1日より適用する。

3 敷地外における感染者情報公表の例

以下のような形式で各校ホームページへ公表する。

例文)

本学における新型コロナウイルス感染者の発生について（第〇報）

〇〇年〇月〇日

京都橘大学

本学関係者の新型コロナウイルスへの感染が確認されましたので、お知らせいたします。

・〇月×日 本学学生（〇〇検査にて陽性） 〇人 学外での感染

感染が確認された方の一刻も早い快復を念じております。感染された方やそのご家族の人権尊重・個人情報保護にご理解とご配慮をお願いします。

引き続き本学では一人一人の感染予防の徹底に関する啓発と全学的な感染防止対策を講じてまいります。

※学園各校のHPにて掲載する。発信者は各校となる。

※関係者の所属等は、教員（非常勤も含む）、職員、学生、生徒、園児などと記載する。

以上

(以下、「公表ガイドライン」)

感染症に関する情報の公表についてのガイドライン(第1版)

学校法人京都橘学園常任理事会

1. 公表の目的

京都橘学園(以下、「学園」と呼ぶ)の各校(大学、中学校・高等学校、こども園、以下「各校」と呼ぶ。)における感染症のまん延を防止し、個人や集団をある感染症と誤って関連付けることによって起きる偏見や差別を防止し、学園及び各校の関係者の安全・安心を確保するため、感染の発生状況等の情報を公表する。今回のガイドラインは新型コロナウイルス感染症に限らず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法という。)に関する一類感染症、結核を除く二類感染症および三類感染症※を対象とする。

2. 公表の考え方

- ① 感染症法第16条第1項に基づき、学園の各校の敷地内で感染が発生したことを確認した場合は、その発生状況等について、原則として学園が公表する。
- ② 公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともにプライバシーの保護に十分に配慮する。
- ③ 学園の敷地外で各校関係者の感染発生を学園が確認した場合は、その発生状況等について、原則として学園からの公表は行わない。公表にあたっては、関連法令に基づき、その地域を管轄する行政と連絡・調整を行う。
- ④ 個人情報又はプライバシーに係る情報の公表に本人の同意が得られず、或いは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、全部或いは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、学園が公表の必要があると判断した場合には、本人の同意の有無にかかわらず公表する。

3. 公表内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、感染者の特定に至らない範囲で、以下の情報のうち必要な情報を公表する。

- ① 感染者情報
例) 年代、性別、学生と教職員の区別、判明日、判明場所、現在の状況等
- ② 感染源との接触歴に関わる情報
例) 感染源と思われる人物との接触の有無とその程度
- ③ 感染者の行動歴等の情報
例) 不特定多数と接触した場所や利用施設等(学園の各校敷地内の場合は各校名と所在地)
- ④ 集団感染等が確認された場合には該当する施設等の情報
- ⑤ 学園が行う公衆衛生上の対策

【参考】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百十四号)

施行日：平成二十八年四月一日

最終更新：平成二十六年十一月二十一日公布（平成二十六年法律第百十五号）改正

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、その管轄する区域外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

4 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

(省略)

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(協力の要請)

第十六条の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。

以 上